預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策 (通称:預手プラン) の実施について

当組合は、兵庫県警察本部と連携し、振り込め詐欺などの特殊詐欺被害を未然に防止するため、平成27年9月1日(火)より「預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策(通称:預手プラン)」を実施しております。

兵庫県警察本部からの要請により、「預手プラン」では、ご高齢のお客さまが 窓口で高額の現金出金を希望される場合に、資金使途をご確認させていただく とともに、お振込や預金小切手のご利用を勧めさせていただいております。

また、必要に応じて、お客さまが詐欺被害に遭われていないか、警察官が確認をさせていただく場合がございますので、特殊詐欺被害を撲滅するため、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 預金小切手(自己宛小切手)は、当組合が自らを支払人として振出す小切手のことです。自分(当組合)に対して支払いを依頼するので「自己宛」といいます。 現金化する際には、受取人の取引金融機関の口座へ入金するよう取立依頼をするため、現金化するまでに一定の時間を要し、この間に支払先を特定できる可能性が高いことから、万が一詐欺に遭われても被害防止と犯人逮捕につながります。また、小切手に受取人の名前を記載いただくことにより、不正に小切手を取得した第三者への支払いを防ぐことができます。

## ※ 特殊詐欺被害の防止だけでなく、

- ① 当組合が支払人であるため安心してご利用いただける、
- ② 大きな金額でも一枚で済むので持ち運びに便利、
- ③ 紛失や盗難にあった場合にも、現金に比べて被害を防ぐ可能性が高い、などの利点があります。

\*お問合せ先 兵庫県信用組合 業務部

フリーダイヤル 0120-18-6522

FAX 078-321-5410

受付 月~金曜日(祝日を除く)9:00~17:00